

# 医学科長，看護学科長，附属図書館長，保健管理センター所長 及び学内教育研究施設長の任命並びに任期に関する規程

平成16年4月1日制定

令和4年10月28日改正

(趣旨)

**第1条** この規程は、滋賀医科大学学則第3条第3項，第7条第1項，第8条第1項及び第9条第1項に規定する医学科長，看護学科長，附属図書館長，保健管理センター所長及び学内教育研究施設長（以下「部局長等」という。）の任命及び任期について定めるものとする。

(任命)

**第2条** 部局長等の任命は，他の規程等に定めるもののほか，教育研究評議会及び役員会の議を経て学長が任命する。

(任期)

**第3条** 部局長等の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 部局長等が欠員となった場合の後任の部局長等の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程施行の日の前日から引き続き部局長等である者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成18年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。